

議第28号

三島市営住宅条例の一部を改正する条例案

三島市営住宅条例（昭和37年三島市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条中「として政令第6条第1項で定める者」を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31

号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。) 第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(9) 前各号に掲げる者のほか、市営住宅に入居しようとする者の心身の状況、地域の住宅事情その他の事情を勘案し、市長が特に認める者

3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

第7条第1項中「前条各号」を「前条第1項各号」に改め、同条第2項中「前条第2号イ」を「前条第1項第2号イ」に、「同条各号」を「同項各号」に、「同条第2号」を「同項第2号」に改める。

第28条第1項中「第6条第2号」を「第6条第1項第2号」に改める。

第51条各号列記以外の部分中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(三島市営住宅管理条例の廃止)」を付する。

附則第3項の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則に次の1項を加える。

5 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)第32条の規定の施行の日から同条の規定による改正後の公営住宅法(昭和26年法律第193号)第23条第1号ロの規定に基づく条例が制定施行されるまでの間における第6条第1項の規定の適用について

は、同項第 2 号ア中「政令第 6 条第 4 項各号」とあるのは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第 1 条の規定による改正前の公営住宅法施行令（以下この号において「旧政令」という。）第 6 条第 4 項各号」と、「政令第 6 条第 5 項第 1 号」とあるのは「旧政令第 6 条第 5 項第 1 号」と、同号イ及びウ中「政令」とあるのは「旧政令」とする。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 4 年 2 月 2 1 日提出

三島市長 豊 岡 武 士